

第4回 草津市市民参加条例検討委員会 議事概要

日 時：平成24年5月7日（月）14：00～16：20

場 所：草津市役所 8階 大会議室

1 あいさつ

2 検討事項

(1) 第3回検討委員会の振返り

○事務局

資料説明

○委員長

何かご意見等があるでしょうか。議事概要について問題点がある場合、事務局にご指摘いただければ対応させていただきます。

今日の会議の位置づけなども含め、確認のため今後のスケジュールについて事務局から説明いただきたい。

○事務局

今後のスケジュールの説明

○委員長

本日の議論は市民参加の手法が中心になる。通常、条例は目的、定義、市や市民の役割等がはじめにあり、手法はあとにくる。今回も目的等から検討しようと考えていた。しかし事務局と事前に検討する中で、最初から事務局案を示すと会議の方向性を縛ってしまい、自由な意見を出せなくなるという懸念が生じた。現状、草津市はこういう手法を取っているという資料を検討していく中でどういう目的を定めればいいのかなどを抽出していくほうが、自由な発想でこの委員会の総意を出せるのではないかと考え、手法から検討することにした。もちろん目的も重要な部分なので、あとで手法や対象を考えて市民参加を組み立てていくことで議論できると考えている。この進め方でいいだろうか。

(委員了承)

実際の議論では手法と対象を分けられるものではないが、とりあえず手法をメインにご検討、ご議論いただきたい。手法・対象について事務局から説明をお願いします。

(2) 市民参加の手法について

(3) 市民参加の対象について

○事務局

資料説明

○委員長

現在、草津市で実際に行われている手法を紹介していただいた。現状や課題はある程度整理されているが、見聞されたなかでのご意見も含め、これらの手法について市民参加という観点からのご意見や、ほかの手法についてもご意見をいただきたい。

○F委員

自分ならどれに興味をもつかという視点で改めて拝見したが、自分が経験したのは市民アンケート・パブコメ・市民会議である。市民も意見を発言されるのは一握りで、地域の役職をするなかで意見を出していくという形である。どんな市民の方にどんな手法が合うのかという対象を併せて議論していく必要がある。

市のイベントなどの実行委員会で進めていくものは、審議会に該当するのだろうか。

○事務局

審議会等のなかに入ると思う。説明の際にワークショップが抜けていたが、ワークショップは議論の方法の一つとして行っているため、他の方法に入れ込んでいる。

○F委員

自分のなかで達成感があったのは実行委員会だった。今回の市民参加条例の委員会では議論はするが、その後は手から離れてしまう。委員としての責任をもっているつもりだが薄れてしまっているという反省がある。意見をいうだけの参加ではなく、経過等が見られる形も必要かもしれないと考えている。

○委員長

市の政策は相談の段階から実行の段階まであり、参加にもさまざまな参加の仕方がある。資料を見ると実行委員会は審議会等に入ら入らぬが入り切らないと思われるので、実際に動くものとして項目立てしてもいいかもしれない。達成感や目に見える成果もある。実施に関わる参加というカテゴリーが手法を考えるときにあってもいい。

○G委員

これまでの体験から言うと、市民アンケートは多くの意見が得られるが、内容的には○×等の簡単な集計であるので個人の意見を拾い出すことが必要である。パブコメで気になるのは意見を出す人が少数であることと、その意見が個人の意見なのか、多数の市民の意見を反映したものかの判断が難しいことである。タウンミーティングは学区内の活動に参加していない人をうまく参加させる工夫が必要だが、ある程度の人数で相互に議論ができるのでいい手法だと考える。

以前、町会長をしていた際に出前講座をよくやってもらったが、結果的に自分たちの町は自分たちでなんとかしようという意識が高まったので非常にいい。市長への手紙は、JR草津駅西口の植木が枯れているのはいかがなものかと手紙を出したところ、散水栓をつけてくれた。一市民の意見に対応してくれるという具体例でよかったと思う。

○H委員

PTA会長をしていたときに幼保一体ということが出て、保育園には説明があったが幼稚園には説明がなかった。幼稚園にも説明してほしいとあったがまだその段階ではないと断られ続けた。幼保一体であるなら双方に説明をするべきなので、これらの手法でなんとか参加できるようにならないかと思った。

通学路について市で考えていただけるとインターネットで見たが、私の学区では通学路の工事の際、工事についての話を聞きたかったが、いきなり工事をするということがあった。市民参加とはずれるかもしれないが、団体として参加できるような手法を考えていただけないかと思う。

○委員長

幼保一体化のように個別の施策についての説明会は広報の側面が大きい。それを市民参加の手法に入れるのかどうかということがある。市が市民に対して知らせたいものは市民参加とは少し性格が違うのではないか。それも広く入れて市民参加の一つの手法として考

えるのかといった整理も必要である。

○F 委員

障害者父兄の支援サービスをしている一事業者として市の説明会に参加する時があるが、かつては単に決定したことを聞くというだけだった。この10年間で、市民が声をあげることで変化してきたという経過がある。

先ほどの幼保一体化について、説明の仕方は市の姿勢の問題であり、手法とは少し違う気がする。市民が参加することにより市民も行政の内容がわかり、行政も市民のためにやっている施策だから意見を聞きたいという同じテーブルにつくための市民参加が手法として必要である。その意味で市民活動や運動とは切り離して考えられたほうがいいのではないか。

市民も直接関わらないことや興味のないことは知らない。すべての分野について市民が何かいえる催しなど、興味のない人も参加する形ができればいいのではないか。

○E 委員

説明会の話は市長のマニフェスト、施策の中の一手段だと思っている。幼保一体化については文科省と厚労省の関係があり、独断でできないことも多々ある。市民参加とは少し違うだろう。市民の要望ではなく市が状況を把握したなかで、担当する課で対策をしていただくのがよいのではないかと思っている。

資料の市民アンケートやパブコメのところを読むと、「市民の意見を把握する場」といった言葉が使われているが、そのことでどうなるかの説明がない。いかに有効的な参加の形を取れるか、市が責任を果たすために条例をつくるということであってはならない。本当に参加して生かされる条例に結びつくような項目を定めていただきたい。

○委員長

市民説明会については要注意でいろいろなことが含まれてしまう。市の考え方が途中段階の説明会もあるし、すでに決まったものを伝えるためのものもある。市民参加の観点から分けて考え、今後どう扱っていくかは検討が必要である。

決まったテーマ以外でも意見をいえる場も必要ではないか。資料に挙がっている市民会議がその可能性がある。その運営の仕方を工夫すればうまくいくような気がする。

○I 委員

市民アンケート、パブコメ、市民説明会に入るかどうかかわからないが、市民参加の側面と公的な側面をもたせるのにフェイスブックが有用なやり方だと思っている。佐賀県の武雄市で実際に動いているといった先行事例もある。議論の一つとして取りあげていただければと思う。われわれの支部では商工会議所会員にフェイスブックへの登録を義務づけており、事業の集客が増えたのもフェイスブック効果かと自負している。

質問だが、「市長への手紙」は記名式でされているのか。

○事務局

ある場合も、ない場合もある。

○I 委員

出前講座「みんなでトーク」の参加者が減少していることについて、何か検証しているのか。

○事務局

まちづくり協働課がやっているが、検証はしていないが毎年テーマが決まっているので、それによって増減があると思われる。この3年は同じようなテーマになっているのが減っている原因だと考えられる。今後検討していきたいと考えている。

○J委員

市民アンケートについて、アンケートの量が多いとよく聞く。対象者を絞り込み、この部分についてはこの方としたほうがよりいいアンケートが返ってくると思われる。パブコメはまだまだ少ないので、これをどう増やしていくかを考えなくてはならない。市民説明会は難しいと思うが職員が出向いて説明するのは市民も安心感がありいい。それ自身を知らない人も多いのでどうするかが課題だ。

市民会議、市民討議会というのはあまり聞かないがどういうものがあるのか。

○事務局

例えば青少年育成市民会議や男女共同参画市民会議、ゴミ問題を考える市民会議もある。第5次総合計画でも市民会議を設けている。

○J委員

市民討議会は前の事業仕分け的なものだろうか。

○事務局

同じく総合計画のなかで無作為に選んだ方に参加の声掛けをしたのが始まりで、あまり例がない。

○J委員

市民討議会は幅広い形で、事業仕分けはよかったと思う。いろいろな世代の方が意見をしっかりとられていたのはよかった。

○H委員

市民参加は自分たちの生活に直接影響することには意見が集中するが、そうでないものは興味がないようだ。自分たちと関係するもの、市民全体に関係することだと全体的に取り組もうと思うだろうが、どこまでを市民参加とするのか。ゴミ処理の問題も草津市全体の問題として、説明会の参加率も高く、ゴミ袋の使い方が変わった。対象者が絞られるものと低いのではないか。どういう問題を市民参加とするのかよくわからない。

○事務局

対象と手法がセットだと思う。手法から入ったので具体的にどういったものを含める、含めないは今後の議論だと思っている。

○事務局

自治体基本条例では、「市民生活に影響を与える重要な条例の制定及び改廃、並びに計画等の策定及び改定をする場合において」と規定されている。一定制約はされていると考えられる。

○D委員

関心のある・なしと、どの段階で参加できるかで関わり方が決まってくるだろう。初期の段階から参加できるもの、最後だけというものもあるので併せて考えたほうがいい。最近、広報を見ると矢継ぎ早にパブコメのお知らせが入っている。市民も関心をもつべきだが、市もより丁寧に状況を説明する必要がある。

○委員長

市民参加の制度、仕組みがうまく機能するための前提条件がなければならない。条例のどこかに入るのだろうが、十分な事前情報がなく参加の仕組みだけ示されても有効な参加はできない。その点は気をつけなければならない。

○F 委員

アンケートは賛成を取るための誘導的なものがほとんどで、本当に意見を聞きたいのか疑問に思うこともある。回収率が 20%の答えのうちの 80%が賛成というように数字の怖さを感じる。可能かどうかわからないがアンケートをつくる段階で市民参加できないものか。

出前講座等に人が集まらないといわれるが、ある NPO の人から「人が集まっているところになぜ行かないのか」といわれた。一つひとつのやり方は素晴らしいが、より効果的に行う方法が議論されてこなかったのではないか。数字がほしいのか、市民の深い意見がほしいのかで変わってくるという気がする。

○委員長

今、挙げている手法は、運用の仕方で有益になるものもあればそうならないものにもなる。運用の仕方を条例でうまく書けるかわからないが、解説書に入れるなど、少なくとも運用上の注意が指摘されていないと、形だけで結果的にアリバイづくりになっては意味がなくなる。

○E 委員

市民参加条例は自治体基本条例第 6 条、7 条が基本にある。そのなかで議論しているが、まったく何もわからない人が入ってきたら意見もいえないかもしれないし、プロのような詳しく知っている人が来たら何もいえないかもしれない。この選択をどうするかも大事である。意見がそれぞれ公平に述べられる形をつくるべきである。

究極の例だが、仮に草津に原発がつくられるとなった場合、市民参加の形を取るのか。

○事務局

資料 3 の裏面に「市民参加の実施」とあり、他市事例を書いているが、原発のようにとくに市民に影響が大きいと認められるものはアンケートやタウンミーティング、パブコメ等、より多くの手法を組み合わせて市民の意見を聞くと位置づけているところもある。

○委員長

第 6 条では「課題の発見、立案、実施、評価等」となっている。現在の案では立案はいくつか手法が用意されているが、課題の発見、実施、評価については対応する手法が見当たらない。そのあたりを参加条例に入れるべきだろう。

課題の発見に関わっては、縦割りではない問題意識も含めて意見をいえる場が必要である。実施に関わる参加の形としては運営委員会とか、評価については事業仕分けのような話に関わってくると思われるが、立案以外が手薄になっているのが正直なところである。

○K 委員

市民参加条例と協働のまちづくり条例の違いということで、両条例に一線を引くということが前回説明されていたように記憶しているが、その認識でよろしいか。

○事務局

市民参加条例自体は市政への市民参加の手続きを定める条例で、とくに一線を引くということではない。

○K 委員

これを決めるのに、例えばアンケートにしても市民側の視点を主にもっていくのか、市の考え、目線を主にもってきてこの手法をつくっていかうとしているのか。

○事務局

市民はこういうことを考えているという意見をお聞きするために、どういう手法があるのかという問いかけでもある。どちらが主ということではなく、ご意見をどう出していた

だき、それをわれわれが吸い上げていけるかがポイントだと考えている。

挙げているのは今、実施中のものだが、それ以外のものを出していただき議論していただきたいということである。

○K委員

何回か前に幅広い年代が参加できる場ということをいわれたので、小学生から高齢者まで集まったなかで草津の未来はこうしていけばいいのではないかという話し合いをしていく場も一つの方法だと思う。アンケートにしてもつくられた資料に対しての意見であり、市民が何か違うことを考えているときに提案する場というものが薄いと思われる。

○委員長

ご指摘のとおり、意見や要望、問題提起を市民が表明する仕組みがつくれれば有効な手法になると考える。今、並んでいるものでは出し切れていない。課題の抽出という観点について、他市の例も含め取組を検討して事務局から出してもらい、ここで議論したい。実施、評価の市民参加の手法についても探していただく、あるいはオリジナルなものを提案していただきまとめたい。今日の資料 2 は、生かせるもの、修正が必要なもの、追加するものという形で手法のリストをつくり直し、最終的なところにもっていきたい。

次に市民参加の対象について、「対象」の捉え方もさまざまだがご意見をいただきたい。

○L委員

これだけの手法が活用されているとは知らなかったが、それぞれの実施対象、段階等により手法が絞られてくるように思う。今回の市民参加条例のどの性格に合うものなのか、市民参加の対象が見えない限り参加手法も見えてこないだろうと感じている。

○委員長

たしかに実際の対象を想定しないとどういう手法を考えたらいいのか見当がつかない。残りの時間で、少なくともこういう点は必ずという大枠だけでもうかがえれば考えやすい。

○M委員

震災で一時的に避難されている方や生活保護の方、外国人の方も市民として参加対象となるのかも決めていったほうがいい。

○事務局

「市民」というものの定義に関しても、この検討委員会のなかでご議論いただきたい。

○委員長

対象や手法とすべて関わってくる話だが、議論を整理する意味で後ほど検討させていただく。抽象的な言い方をすると、「広く市民に関わるもの」は市民参加の対象であるといえるが、ここでの広く関わるとか市民が誰を指すのかということも議論する必要がある。もう少し絞り込んだ対象のイメージができるといい。

○E委員

対象について、資料に公共施設等の設置に関しての他市事例が出ている。ある程度の金額以上のものも市民参加の対象とするということも必要ではないか。

○委員長

市民にとって影響が大きいものを具体的に表現するのに、一つの目安にするには有効な方法だ。ただ、金額は低くても市民に関わりが深いものもある。別途位置づけて、違う基準をいくつか組み合わせることになるのではないか。

○H委員

何かを建設するとなれば、その地域住民の関心は非常に高くなる。そのように何かをすることに対しての市民を対象と考え、参加手法を考えたい方がいいのではないかと。まちづくり協議会が設立されているなかでさまざまな問題があがってきている。そういうところから広く意見を拾っていけば各地域のあり方がわかる。そこから課題の発見をしていけばいいのではないかと。

○E委員

他市事例で委員は女性は何割以上とか、地域性を勘案して選ぶ云々と書かれているが、地域内外を問わず、性別、年齢も幅広く取る必要があると考える。

○J委員

自治体基本条例の市民の位置づけでは子どもがあまり入っていないが、今回の条例には必要だと思う。以前、近江八幡では子ども議会というものがあり盛んに意見が出されていた。県も子どもに話し合う場を提供している。そういう場がもっとあればいい。

○F委員

市民参加の対象となる事例について、市民生活に影響を及ぼす制度の導入、及び改廃とあるが、制度をつくりたいために立案の部分でいろいろな意見を聞くということがそれに当たるのかどうか。

最近行政が何かしても市民の考え方と乖離していて、一生懸命されてもプラス評価が出てこない。本当に公平な目線を入れたいために市民参加を取り入れたいのだと考える。草津市全体の目線をもった成熟した市民が参加できるような条例になっていくべきだが、行政は市民参加は事務处理的に時間がかかると思っているし、市民が私利私欲を抜け出して、全体を見る視点をもって参加しなければならないという課題が突きつけられている。

○委員長

自治体基本条例の第6条は「市民生活に影響を与える重要な条例の制定云々」と限定しており、これら以外は市民は参加しなくてもいいのかとも読めるが、基本条例は最低基準を定めているわけで、軽微なものに市民参加をしてはならないとか、より市民参加を進める条例をつくること自体、制限していない。課題発見の際には市民に重要な課題なのかどうかは議論しなければわからない。市民の素朴な意見や、市民生活のなかにある問題点を提案していく場は用意されていくべきだろう。

市民としての責任、意識の問題については、個人の利益も追求するが、ほかの人の利益・権利を侵害することがないように全体を引き上げるような意識をもって参加できれば、行政も安心して参加を受け入れられる。参加する市民には、こういう発想で関わってもらいたいという規定（市民の役割）が入ってもいいという気がする。また改めて検討したい。

○E委員

条例も必要不可欠な部分は議会で改定しているが、その条例があることすら知らない人もいる。お金に関わることは予算があるので行政側として難しさがあるだろう。それらを踏まえて条例の策定、改定について市民も条例への関心を深め、さまざまな面で意見を出していただき、よりよい市民生活ができる方向にもっていければと考える。

○委員長

基本条例で示されている市民にとって影響が大きい総合計画や条例の策定等は市民参加の対象となることは明らかである。それほどではないが、市民からの課題提起の声をもらって、それを市が受け止めるような市民参加の仕組みもプラスアルファで入れる。市民参加の対象としてはそういう形のまとめ方で事務局とも相談し、次回提案させていただ

きたい。

(委員了承)

対象については次回、資料を基に議論を深めていただく。手法については再検討が必要である。次回は参加の実施についてだが、まさに手法と対象のマッチングであり、今日の議論の延長となる。最後に何かご発言があるだろうか。

○G委員

対象となるものはいろいろ大小の問題が出てくるが、それを誰が判断して決めるのか。また条例に言葉として入るのだろうか。

○事務局

まずは行政で判断することになる。そのなかで市民の皆さんにご意見をいただくことも手法としては考えられる。その点も併せて今後ご意見をいただきたい。

○委員長

条例なので細かく入れるのは限界がある。条例を決定した後、一つ下の規則等で基準を定めることになると思う。

○E委員

フェイスブックの話が出たが、草津市という一行政としては、他府県からも意見が多く集まるとマスメディアで取りあげられ、市民生活が脅かされることも考えられる。誰が管理するのかという問題もある。混乱すると大変なので考慮する必要がある。

○委員長

問題点もあるが新しい情報手段として検討する価値はある。これからつくる条例なのであってもおかしくないと思う。かつて自治体で電子掲示板を活用しようとしたことがあるが、結局どこもうまくいかなかった。今は仕組みも変わっており、工夫次第で一定の枠もはめられる。次回、手法を考える際には検討したい。検討事項については以上とする。

○事務局

(人事異動による新しい事務局メンバーの紹介)

次回の開催日は日程調整させていただき改めて連絡させていただく。

閉会